

## 令和7年度 睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付要綱

### (通則)

第1条 睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金（以下「支援金」という。）の交付については、睦沢町補助金等交付規則（昭和56年睦沢町規則第6号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (趣旨)

第2条 この要綱は、長期化するエネルギー価格等の高騰により厳しい経営環境におかれている中小企業者等に対し、予算の範囲内において、支援金を交付することにより、町内中小企業等の事業継続を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象者 法人若しくは営利を目的とした個人事業主であつて、町内に事業所等を有し、現に事業活動を行っている者をいう。
- (2) エネルギー 燃料(ガソリン・軽油・灯油・重油)、電気、ガス(都市ガス・プロパンガス)、水をいう。

### (交付対象者)

第4条 支援金の交付を受けることができる対象者（以下「交付対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 支援金の受領日以後も引き続き1年以上継続して町内で事業を営む意志があること。
- (2) 第4条に定める支援金の交付の対象となる経費が5万円以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としない。

- (1) 町税を滞納している者
- (2) 直近1年間において、確定申告を行っていない者ただし、法人税法第2条第13号に規定する収益事業を実施していない場合は、その限りではない。
- (3) 睦沢町暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第1項から第3項までに該当する者。また、当該暴力団等と親密な関係を有する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- (5) 政治団体、宗教上の組織又は団体
- (6) その他、本事業の趣旨に照らして適当でないと町長が判断する者

### (交付対象経費及び支援金の額)

第5条 支援金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象者が営む事業における直近1期若しくは直近1年間の確定申告等における水道光熱費、燃料費及び動力光熱費とする。

- 2 交付する補助金の額は、交付対象経費の合計額の1/10以内とし、その金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該金額を切り捨てた額とする。
- 3 前項の規定に関わらず、交付対象者へ交付する額は、次の各号に定める額を上限とする。
  - (1) 個人事業主 25万円
  - (2) 法人 50万円

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 支援金額算出表(様式第2号)
- (2) 交付申請に関する誓約書及び同意書
- (3) 直近の確定申告書の写し等交付対象経費が判明可能な書類
- (4) 申請者名義の振込口座の通帳等の写し(銀行名、支店名、口座番号、口座名義(フリガナ)が分かるページ)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及交付額の確定)

第8条 町長は、前条に定める申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の交付決定を行ったときは、令和7年度睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付決定兼額確定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の審査の結果、支援金の交付をしないことを決定したときは、令和7年度睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第9条 支援金は、前条の規定により交付決定金額が決定した後に支払うものとする。

- 2 申請者は、前項の規定により、支援金の交付を受けようとするときは、令和7年度睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金請求書(様式第5号)を町長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、次の各号の一に該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 交付対象者が、法令、本要綱、又は法令若しくは本要綱に基づく町長の処分又は指示に違反した場合。
- (2) 交付対象者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がある

なくなった場合。

- (4) 交付対象者が、申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。
- 2 町長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 町長は前項の返還を命ずる場合には、第1項第3号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第11条 支援金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付手続の特例)

第12条 規則第22条の定めるところにより、状況報告、実績報告及び補助金等の額の確定の手続を省略するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和8年3月31日までに、この告示の規定により支給決定したものについてなされた処分、手続きその他の行為は、なおその効力を有する。

様式第1号 (第6条関係)

## 令和7年度睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付申請書

睦 沢 町 長 様

年 月 日

令和7年度睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金を次のとおり申請します。

### 【申請者】

事業者名 (法人名・屋号等)	フリガナ													
代表者名 (個人事業主名)														
本店所在地 (個人事業主住所) 〒            —										連絡先電話番号 (            )    —				
主たる 業種				法人番号 ※法人の み										
本申請に係る担当者氏名														

添付資料： 交付申請に関する誓約書及び同意書

【支援金申請額】 \_\_\_\_\_ 円 ※様式第2号の額

**支援金額算出表**

**【申請者】**

法人名、屋号 又は個人事業主名	
--------------------	--

**【直近の事業（確定申告）期間】** 年 月 日 ～ 年 月 日

**【町内事業所の状況】**

申請時現在の町内の事業所等を記入

番号	事業所名	所在地	業種
1			
2			
3			

- (備考) ・本店所在地及び事業所がすべて町内の場合は、法人名で記入。  
 ・個人事業主の場合は、店舗名あるいは個人事業主名で記入。

**【上記事業所ごとの水道光熱費及、燃料費及び動力光熱費（交付対象経費）】**

直近の確定申告の水道光熱費、燃料費及び動力光熱費の額を記入。

番号	水道光熱費 (ア)	燃料費 (イ)	動力光熱費 (ウ)	交付対象経費 (ア+イ+ウ) = (エ) 水道光熱費及び燃料費 又は動力光熱費の合計
1	円	円	円	
2	円	円	円	
3	円	円	円	
計	円	円	円	

- 添付資料：① 交付対象経費を明らかにする確定申告に係る書類  
 ② ①で確認できない場合は、①に加えて内訳書、元帳の写しなど、交付対象経費が確認できる書類

**【支援金の計算】** 支援金申請額（千円未満切捨て）

上限）法人：50万円、個人事業主：25万円

交付対象経費 (エ)	補助率	(エ) × 10%	支援金申請額
円	10%	円	円

## 交付申請に関する誓約書及び同意書

年 月 日

睦 沢 町 長 様

申請者

所在地 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

(法人名・屋号等)

代表者名 \_\_\_\_\_

(自署又は押印)

令和7年度睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。

### ■誓約事項

1. 交付要綱に定める補助対象要件を満たしていること。
2. 本支援金の申請内容全てに虚偽がないこと。
3. 申請日時点において睦沢町内に事業活動を実施する本店、支店、営業所、事業所等を有し、営利を目的として現に事業活動等を行っており、引き続き事業を営む意思があること
4. 交付決定後に支援金の返還に該当することとなった場合、速やかに返還すること

と

令和7年度睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付要綱の規定による申請内容の審査のため、次のことに同意します。

### ■同意事項

1. 会社及び代表者個人に係る町税の滞納状況の確認、住民基本台帳の閲覧
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当するか否かの確認に係る所管の警察署への照会

様

睦 沢 町 長

令和7年度睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和7年度睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金について、下記のとおり交付決定及び交付額の確定をしたので、睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付要綱第8条の規定により通知します。

- 1 事業年度 令和 7 年度
- 2 補助金名 令和7年度睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金
- 3 交付決定額及び交付確定額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 交付の条件
  - (1) この支援金に係わる法令等に従うべきこと
  - (2) この支援金に係わる証拠書類は、支援事業終了後の翌年度から起算して5年間整備保管しておくこと。
  - (3) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、既に交付した支援金を返還させることがある。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

睦 沢 町 長

令和7年度睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和7年度睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金については、次の理由により、不交付と決定したので通知します。

理 由



様式第5号（第9条関係）

令和7年度睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金請求書

睦 沢 町 長 様

年 月 日

令和7年度睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金を次のとおり請求します。

【請求者】

事業者名 (法人名・屋号等)		代表者印
代表者名 (個人事業主名)		印
所在地（個人事業主住所）		電話番号 ( ) —

年 月 日 睦沢町指令第 号で交付決定のあった  
令和7年度睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金として

【請求額】 \_\_\_\_\_ 円

【振込口座】

振込先金融機関	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
預金種目（該当にチェック）	普通（ <input type="checkbox"/> ）	当座（ <input type="checkbox"/> ）
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座に限ります。